

吉祥寺駅周辺地区

7. 吉祥寺駅周辺の現状



JR吉祥寺駅は、昭和44年の中央線複々線高架化の完成に伴い現在の立体駅舎となり、その後平成8～9年に一階の改札口からそれぞれのホームまでの階段に常時は上り運行をしている車いす対応上下切替え式のエスカレーターが3基設置されました。

京王井の頭線吉祥寺駅は、もともと高架線でありJR中央線複々線高架化にあわせ昭和45年ターミナルエコービル(現ユザワヤ)がオープンし現在の駅舎になり、平成2年にJR公園口から京王線ホームまでの間にエスカレーターが1基設置されました。その後平成13年に車いす対応のエスカレーターが2基設置され既存のエスカレーターとあわせ3基が稼動しています。

これにより、改札からホームまでのバリアフリー化された1経路は確保されましたが、高齢の方などは、上りよりむしろ下りの方が危険を感じるため、下りエスカレーターの設置が、また身体に障害のある方からは、他の人に迷惑をかけなくても使えるエレベーターの設置が強く要望されています。

駅のトイレは、車いす対応ではなく、前面に階段があるため障害のある方には使いづらいものとなっています。

吉祥寺駅周辺をみると、大規模な店舗から個人的な店舗まで、多様な店舗が集まった回遊性の高い商業集積があり都内でも有数の商店街が形成されています。

この商店街には、交通バリアフリー法でいう特定経路となりうる歩道のついた広い道路もありますが、吉祥寺のよさを味わうには歩車道一体型の単断面道路をも含めた回遊性が重要となります。

この地区は、歩行者・自転車・自動車の交通量も多く、放置自転車・迷惑駐車などによる交通渋滞、歩行困難等が発生しています。このため自転車等については、平成7年に「自転車・ミニバイク放置禁止区域」が定められ、放置自転車等の排除を推進し、迷惑駐車については、平成2年より条例に基づく「違法駐車防止重点実施地域」を定めて交通指導員が違法駐車防止活動を推進し、これにあわせてムーバスを利用したパークアンドライドも実施されています。

これらの商業集積による目的施設とともに駅の、南側には、市民の憩いの場である井の頭公園もありこの地区の魅力を作っています。



2. 基本的な方針



駅施設については、駅前広場や周辺道路からすべてのホームにエレベーター、上下エスカレーターが利用できること、また身体障害者、人工排泄口利用者(オストメイト)、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方に配慮した多機能トイレ、視覚障害者誘導用ブロックの充実、文字情報、音声情報の充実、車いすでも利用できる券売機などの整備も必要です。

吉祥寺のよさを満喫するには、目的施設を含めた商店街を、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動できるというノーマライゼーションの考え方にそって利用できることが重要です。

特にこの地区の北口周辺は目的施設も多く、商業施設の集積もあり一本のバリアフリー化された路線として考えるのではなく、面的なバリアフリー整備を推進していきます。

これを実現するため、地域の実情などを考慮しながら、道路の段差解消をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックの設置、バリアフリー化された信号機の設置、エスコートゾーンの設置などハードの整備とともに、歩行空間を阻害する違法駐車防止、吉祥寺環境浄化作戦などを活用した不法占用物の排除、放置自転車の排除、交通規制の実施、これらの日常の点検、管理体制

の強化などソフト面の充実をします。

また、鉄道から乗り継ぐバスについても、ノンステップバス、文字・音声情報の充実したバリアフリー対応のバスを増やしていくことが必要です。

これらの整備をするに当り、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び各種整備ガイドラインにそった整備はもちろんですが、準特定経路における波うち歩道の解消、歩道・歩行帯の設置、L形エプロンの狭小化、道路照明の改善、適切な交通規制の実施なども推進します。

また、設備を作るだけでなく歩行動線などを考慮して使いやすい位置を決めるなど、細やかな配慮によって使いやすい施設や環境を作っていきます。

3. 重点整備地区の位置及び区域

1) 重点整備地区(面積 約138ha)

吉祥寺駅周辺地区については、駅に商業集積があり、その外側に井の頭公園、森本病院、松井外科病院、秀島病院等の施設があります。駅前の商業集積では、主な施設に向かう経路だけではなく、その施設間、経路間を結ぶ経路も歩行者ネットワークを構築する上で重要であり、この地区において面的なバリアフリー整備を推進することが特に必要です。

配置要件としては、アンケート、ヒアリングなどで抽出された主な施設を含む地区。課題要件としては、駅から主な施設までの経路、及び吉祥寺地区の特徴である回遊性を確保するため北口周辺の準特定経路などを含む地区、また女子大通りについても施設へ行く経

※オストメイト……………90頁
 ※多機能トイレ……………91頁
 ※波うち歩道……………92頁

路ではありませんが、ヒアリングで指摘があったため、地区に含めることとしました。効果要件としては、商業地域を含む地区となります。

これらの要件を考慮し、重点整備地区を定めました。地区の位置関係等については、吉祥寺駅周辺重点整備地区図を参照して下さい。また、配置要件・課題要件・効果要件については、第2章基本的な考え方 2. 整備方針 1) 重点整備地区のバリアフリー化の推進(10頁)を参照して下さい。

2) アンケート、ヒアリングなどで抽出された主な施設

東急百貨店、伊勢丹、西友、ユザワヤ、本町コミュニティセンター、武蔵野公会堂、井の頭公園、吉祥寺図書館、森本病院、松井外科病院、秀島病院

3) 特定経路

特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、吉祥寺駅北口から、②都道115号線(平和通り)・①都道114号線(吉祥寺通り)・④市道第225号線・北口駅前広場を含む③市道第191号線(吉祥寺大通り)によって商業集積地を囲んだ経路、西友・ユザワヤへ至る経路、②都道115号線(平和通り)・①都道114号線(吉祥寺通り)を經由し井の頭公園へ至る経路を指定します。

4) 準特定経路

準特定経路としては、道路管理者及び交通管理者と協議を行い、吉祥寺の回遊性を生かすために特定経路で囲まれた商業集積地の中を面としてとらえた経路、松井外科病院へ至る経路、南口から武蔵野公会堂、秀島病院へ至る経路を指定します。

※文章中丸数字は図対番号を表す。

4. 特定事業及びその他の事業

1) 特定旅客施設(鉄道駅)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

駅施設については、連続性をもった誰にとっても利用しやすい施設を目指し、経路上の手すりなどの整備、施設を利用するための音声・文字・点字案内の充実、駅職員の適切な対応・介助などを考慮し事業を実施するよう努めます。なお、エレベーター・下りエスカ



レーター・多機能トイレの設置については、市と協力して事業を実施します。

実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22

事業者	事業内容	実施時期	
		前期	後期
東日本旅客鉄道(株)	改札から各ホームまでのエレベーターを設置します。	■	
	各ホームから改札までの下りエスカレーターを設置します。	■	
	多機能トイレを設置します。	■	
	視覚障害者誘導用ブロックをJIS規格で統一し整備を進めるよう努めます。	■	
	わかりやすい案内サイン等の表示について順次交換するよう努めます。	■	
	券売機については、バリアフリー化された新型券売機に順次交換するよう努めます。	■	
	わかりやすい位置に順次点字運賃表を設置するよう努めます。	■	
	階段の段鼻の認識性向上に努めます。	■	
音声及び文字による緊急案内情報の提供に向けて順次改良に努めます。	■		
京王電鉄(株)	2階(券売 K(券売)から1階までに下りエスカレーターを設置します。	■	
	多機能トイレを設置します。	■	
	視覚障害者誘導用ブロックをJIS規格で統一し、床面改修工事にあわせ置き換えを行います。	■	
	券売機については、バリアフリー化された新型券売機に順次交換します。	■	
	公園口と道路の段差解消を行います。(京王電鉄と道路管理者で実施に向け改修方法の検討中)	■	

*京王吉祥寺駅のエレベーターについては、構造的にも設置がむずかしく駅舎自体の建築年数もだいぶ経っているため駅舎の全面改修時に設置を予定。

2) 特定車両(バス車両)のバリアフリー化(公共交通特定事業)

ノンステップバスの導入、バス車両の音声・文字・点字案内の充実、乗務員の適切な対応・介助などを考慮した車両のバリアフリー化に加えバス停留所の改善、バスの運行状況の案内(バスロケーションシステムの検討)などを考慮し事業を実施します。



実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22

事業者	事業内容	実施時期	
		前期	後期
京王電鉄バス(株)、京王バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 年に60両導入予定、平成18年には100%導入予定 【武蔵野市内運行バス】 現在1両(20%)→平成18年には100%導入予定		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
西武バス(株)	代替車両は全てにノンステップ・ワンステップバスを導入します。 【会社全体】ノンステップバス 現在116両(16%)→約40両/年で導入を予定 【武蔵野市内運行バス】 現在12両(24%)→3~5両/年で導入を予定		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
関東バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 現在51両(14%)→平成18年255両(69%)を予定 【武蔵野市内運行バス(武蔵野営業所)】 現在22両(24%)→平成18年77両(76%)を予定 平成18年度以降も推進します。		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		

実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22

事業者	事業内容	実施時期	
		前期	後期
小田急バス(株)	代替車両は全てにノンステップバスを導入します。 【会社全体】 現在72両(17%)→平成17年239両(55%)を予定 【武蔵野市内運行バス】 現在18両(10%)→平成17年75両(44%)を予定 平成18年度以降も推進します。		
	歩道幅員、沿道住民の了解が得られること等の条件が整うことを前提に、バス停留所に順次上屋等を設置します。		
	車いす使用者の乗車のスムーズ化(乗降、車いすの固定等)、音声案内の充実、障害者割引等の周知等について、教育、訓練を徹底します。		
武蔵野市(ムーバス)	車両の代替にあわせ、順次コミュニティバスに適合するバリアフリー化された車両を導入します。		

3) 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

特定経路については「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」にそって歩

道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、ベンチの設置、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進などの事業の実施及び、エスコートゾーン導入の検討をします。

特定経路 道路 管理者	図対 番号	路線名	主な実施内容	実施時期	
				前期	後期
東京都	1	都道114号線 (吉祥寺通り)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等		
	2	都道115号線 (平和通り) (事業は市施工)	車道を狭めて歩道拡幅を検討 歩道全面改修による段差解消 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等		
武蔵野市	3	市道第191号線 (吉祥寺大通り)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等		
	4	市道第225号線	セミフラット歩道による段差解消 の検討 ベンチ設置の検討 視覚障害者誘導用ブロック設置の 推進等		

準特定経路については、第2章基本的な考え方 3.個別整備方針 2)道路特定事業の整備 (2)準特定経路における整備方針で示されている方針により事業を実施します。

準特定経路の複断面道路(歩車道分離型道路)については、「移動円滑化のために必要な

道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」をできる限り準用し、歩道の改修による段差解消の推進、波うち歩道の解消、透水性舗装化、視覚障害者誘導用ブロック設置の推進、エスコートゾーン設置の検討などの事業を実施します。

準特定経路の単断面道路(歩車道一体型道路)については、「移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」及び「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を尊重し、部分的な片側歩道の設置、歩行帯の設置及びカラー

化、L型エプロンの狭小化、舗装の打ち替えによる路面の平坦化、道路照明の改善、電線類の地中化、電柱の共架化による有効幅員の増加、不法占用の取締りの強化、放置自転車の排除などの事業を実施します。

準特定経路		実施時期は前期 H15~H18、後期 H19~H22			
道路管理者	図対番号	路線名	主な実施内容	実施時期	
				前期	後期
東京都	5	主要地方道7号線(五日市街道)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等	■	
	6	主要地方道7号線(井の頭通り)	個別的な段差解消の推進 視覚障害者誘導用ブロック設置の推進等	■	
武蔵野市	7	市道第2号線(未広通り)	一部片側歩道設置も含めた歩車道分離の検討 電線類の地中化、道路照明の改善、などの検討		■
	8	市道第6号線(サンロード)	滑りづらい表層材による打替の検討	■	
	9	市道第7号線(ダイヤ街)	回遊性を考慮した面的なソフト整備の検討	■	
	10	市道第151号線	片側歩道形態の改修による段差解消の推進 放置自転車の排除の推進		■
	11	市道第189号線(元町通り)	回遊性を考慮した面的なソフト整備の検討	■	
	12	市道第190号線	回遊性を考慮した面的なソフト整備の検討	■	
	13	私道	回遊性を考慮した面的なソフト整備の検討	■	
	14	私道	道路全面改修によるバリアフリー化の検討	■	
	15	私道	道路全面改修によるバリアフリー化の検討	■	
	16	私道	道路全面改修によるバリアフリー化の検討		■

私道については、表面管理者となります。

4) 信号機等のバリアフリー化 (交通安全 特定事業)

交通安全特定事業については、道路の構造と密接な関係があるため各道路管理者と連携して事業を実施します。

実施時期は前期 H15～H18、後期 H19～H22

事業者	対象	事業内容	実施時期	
			前期	後期
警視庁 武蔵野 警察署	特定経路	既存信号機について、音響式信号機等に改良します。		
		標識・標示について、反射材等を用いた識別性の高いものに改良します。		
		違法駐車行為の取締まりを強化します。		
		違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。		
		視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン等）を、関係する事業者と協議の上、設置に協力します。		
	準特定経路	関係する事業者と協議の上、特定経路に掲げる事業内容を必要に応じて実施します。		
		関係する事業者と協議の上、交通規制等を必要に応じて実施します。		

5. その他

吉祥寺駅南口は、駅前広場もなく駅前の市道第2号線(パークロード)には路線バスの発着があり、歩行者も多く、駅を利用する人にとって必ずしも安全とはいえず利用しづらい駅前となっています。また、主要地方道7号線(井の頭通り)の吉祥寺駅南口付近は、バス停留所も多く、交通渋滞の原因の一つともなっています。そこで本市では、この状態を解決すべく吉祥寺駅南口駅前広場の築造を計画し事業を開始しました。しかし、この事業は開始されたばかりであるため平成22年を期限とする本構想の中に組み込むことはできませんが、今後も吉祥寺駅南口広場の実現を推進していきます。また、吉祥寺東部地区には、本市が独自に計画した区画道路があります。この区画道路は、都市の骨格となる幹



線道路を補完し道路のネットワーク化を進めるための道路です。ここには、主な施設である吉祥寺図書館、本町コミュニティセンターもあり、将来吉祥寺駅周辺地区の特徴である回遊性をもったまちづくりに欠かせないものになると思われます。

これらの吉祥寺駅南口駅前広場、区画道路計画の実現にあたってはバリアフリー化に考慮して推進していきます。